

令和8年度「千葉県落花生導入150周年事業」業務委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度千葉県落花生導入150周年事業」業務の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和8年度「千葉県落花生導入150周年事業」業務

2 目的

令和8年（2026年）は、明治9年（1876年）に落花生が千葉県に導入されて150年目に当たることから、これを機に、これまでの千葉県の落花生の歩みを振り返るとともに、様々な企画を通じて落花生に触れてもらう機会を作り、これからの落花生について県民をはじめ、生産者や関係団体も含めて、多くの人に考えてもらうきっかけとすることで、県産落花生の更なる魅力発信や消費拡大につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

4 委託業務の内容

（1）PRイベントの実施

ア 千葉県落花生150周年記念「落花生まつり in 八街（仮）」の会場設営及び運営
例年、落花生の収穫時期に合わせて八街市で開催している「やちまた落花生まつり」を本年は「落花生まつり in 八街（仮）」として開催することとし、会場設営及び会場でのPRを以下のとおり行うこと。業務の詳細については、県と協議の上、決定すること。

※実施時期：9月13日（日）

会 場：八街中学校 校庭（予定）

実施内容：落花生の試食・販売（出展者40店舗程度想定）、
ステージイベント等

（ア）会場設営

下記のとおり会場設営（撤去含む）を行うこと。

- ・ステージ（5.4m×9m、H0.5m、ステップ、蹴込み付き、屋根付き）1セット
- ・出展者テント（1小間 W3.6m×D5.4m）約50張り
- ・出展者ブース用長机（45cm×180cm）200台、パイプ椅子 300脚
- ・観客席用テント（W5.4m×D7.2m）2張り（又は10m×10mビッグテント1張り）、パイプ椅子 100脚
- ・飲食スペース用テント（W5.4m×D7.2m）4張り、長机（45cm×180cm）32台、パイプ椅子128脚

- ・ステージ・出展者テントの配置イメージについては、別添図面を参考とすること
 - ・その他、ステージ用放送設備 1 式、仮設トイレ 15 基（内身障者用トイレ 1 基）（撤収時の汲み取り含む）、手洗いシンク 1 基、消火器 7 本等イベント開催に必要な備品を用意し管理すること。
- (イ) 落花生の加工品等の販売ブース事業者の募集・調整
- ・10店舗程度、県内（八街市除く）の落花生関連業者の募集・出展調整を行うこと。
 - ※30店舗については八街市が市内の業者について募集・出展調整を実施
 - ・出展事業者は食品だけに限らず、雑貨など幅広い関連商品も含まれるよう調整すること。
- (ウ) ゆで落花生の特設ブースの設置
- ・事前に用意した冷凍のゆで落花生を鍋で温めて解凍し、来場者へ試食提供を行うこと。冷凍ゆで落花生（60kg 程度）については、県で手配したものを使用し、必要経費を支払うこと。（来場者一人当たり 20g 程度の提供を想定）
 - ・調理に必要な機材一式を用意（搬入・搬出含む）すること。また、運営に必要なスタッフを手配すること。
- (エ) 落花生の歴史を展示するブースの設置・運営
- ・4（1）ウで作製した展示パネルを活用し、会場内に、落花生のこれまでの歴史を紹介する展示ブースを設営すること。
- (オ) キッチンカー等の設置・運営
- ・落花生に関連があるキッチンカー出展者を 3 者程度提案し、手配・連絡調整等を行うこと。（例：落花生を食べている牛肉を使ったメニュー等）
- (カ) ステージイベントでの落花生の魅力発信
- ・落花生の魅力を発信できるようなステージイベントの企画を提案し、運営すること。
 - ・ステージイベントには、150周年を記念する企画（主催者、来賓挨拶等含め、30分程度を想定）を含めること。
 - ・その他の時間のステージイベントについては、来場者に楽しみながら落花生の魅力が伝わるような企画とすることとし、出演者の募集、出展調整、当日の運営業務等を行うこと。募集方法等の詳細については、県と協議の上、決定すること。
- (キ) 資材の作成
- ・各ブースを装飾する資材を提案し、作製すること。資材については、県が提供する落花生150周年ロゴマークやのぼりのデザインと合わせたものとする
 - ・会場までの案内看板及び会場内の案内（誘導）看板等を必要数作製すること。
- (ク) 会場警備
- ・警備員を10名程度手配し、会場および駐車場周辺での車両誘導、歩行者の安全確保、駐車場の案内、違法駐車車両の指導、会場敷地内パトロール、不審者及び不審車両の確認と排除、及び緊急事態等の発生に係る通報や報告等を実施すること。
 - ・前日から搬入された設置物等の管理、不審者及び不審車両の排除・緊急時の対応について、2名程度（10名に含む）夜勤で対応すること。

(ケ) その他

- ・八街中学校と八街市役所の間にあるフェンスの撤去及び復旧（指定の業者へ依頼して実施し、必要経費（5万円程度）を支払うこと。）
- ・県が指定する近隣駐車場を前日から2日間借受け、会場駐車場として使用すること。なお、その際は必要経費（2万円／日程度）を支払うこと。

(コ) 上記(ア)～(ケ)に係るその他業務

- ・企画及び管理・運營業務
- ・実施に必要な人員を配置すること。
- ・機材等の搬入・搬出、設営・撤去業務
- ・運営に必要な備品、什器等の調達業務
- ・清掃及び一般廃棄物に係る処理業務
（当日のごみ箱の設置・管理・ゴミ袋の交換、廃棄も含む）
- ・官公署との連絡調整及び保健所、消防署等への各種手続き業務

(カ) 独自提案

- ・会場に来場したくなるような仕掛け及び来場者が楽しみながら落花生に触れられるようなイベント企画（例：落花生グルメコンテスト等）を1つ以上提案すること。
- ・地域住民をはじめ、多くの人にイベントを周知できるような効果的なPR方法について提案すること。

イ 消費地でのフェア開催によるPR

- ・都内及び東葛、葛南地区等消費者の多い地域において、11月11日のピーナッツの日及びGW又は夏休み期間等で、複数の飲食店等において落花生商品（メニュー、加工品等）を提供するフェア（商業施設等での開催も可）を2回以上開催すること。
- ・開催場所、内容等については、提案によるものとするが、落花生に親しみを持ってもらえるような内容となるよう工夫すること。また、県で募集をしている落花生導入150周年事業パートナーに登録している企業等との連携も想定すること。
- ・フェア参加施設等において、4（1）ウで作成したパネルを活用した歴史展示も可能な限り実施すること
- ・業務の詳細については、県と協議の上、決定すること。

ウ 歴史展示によるPR

- ・上記ア、イ、その他各種イベント、県内の博物館・美術館等において、落花生150年の歴史を振り返る展示パネルを使用した展示を行うこと。
- ・展示パネルは10枚程度作製することとし、作製にあたっては、各種イベントでも使用できるものとする。
- ・デザイン、内容等について、来場者に効果的に伝わるよう工夫すること。
- ・県民の日（6月15日）に合わせたイベントでもパネルの展示を行うため、6月上旬までに完成させること。

(2) 落花生栽培・収穫体験等の実施

普段、落花生に馴染みのない若い層に向けて、落花生に触れてもらう機会となるよう下記のとおり実施すること。業務の詳細については、県と協議の上、決定すること。

ア 県内の観光施設と連携した栽培・収穫体験の実施

- ・県内の観光施設等と連携し、一般来場者を対象とした栽培・収穫体験等を2か所以上で実施すること。
- ・食育に興味があり、都会に住む家族連れをターゲット層とし、体験を通じて落花生に興味を抱いてもらえるような内容を提案すること。(例：収穫後に茹でて試食・料理教室種まき、開花・収穫等複数回にわたり施設を訪れ体験する等)

イ 県民によるSNSでの落花生栽培PRの実施

- ・植物の栽培に興味があり、SNS等を積極的に活用している層をターゲット層とし、栽培時期（6月上旬頃に種まき、9月頃に収穫）に合わせ、6月上旬までに種子（県から提供）を配付すること。
- ・県で手配する種子150セット分の費用については手配先の業者へ支払うこと。
- ・配布は県民の日行事等で県が配布する予定である。
- ・配布時に同封する、栽培方法等（情報は県から提供）の資料を作成すること。
- ・各家庭での種まき、開花、地中にもぐる様子などのSNS発信を促す効果的な方法について提案すること。(例：ハッシュタグキャンペーン等)

(3) 150周年記念ノベルティの作成

150周年記念ロゴマーク等を活用した、イベント参加者に配付できるノベルティについて、内容及び作成可能数量等を提案し、作成すること。詳細については、県と協議の上、決定すること。

(4) ゆで落花生を中心とする落花生の消費拡大に向けた実証販売

輸入などの影響で落花生の生産が徐々に減少する中、落花生導入150周年を契機に、県産落花生の美味しさの再認識及び落花生業界全体の発展を図るため、落花生産地である本県ならではの食べ方である「ゆで落花生」について、県内落花生事業者と連携しながら、新たなパッケージデザインを作製し、高価格帯で販売可能な商品として開発を行い、様々な販売先でデータを収集する実証販売等を以下のとおり行うこと。また、実証販売を行う際には、既存の落花生商品の販売・PRも併せて行うこと。

ア ターゲット層

- ・高くても良い品質の商品を求める人
- ・お中元、お歳暮、良質な手土産を贈る人

イ 新しいパッケージデザインの作製

「ゆで落花生」について、高価格帯で販売可能となるよう、新しいパッケージデザインを作製するとともに、以下のとおり新商品の製造を行うこと。

開発する商品のパッケージデザインを3案以上提案することとし、開発する商品のコンセプト、ターゲット層への訴求ポイントについて具体的に示すこと。

なお、ゆで落花生のレトルトパウチは、落花生製造連絡協議会（以下、レトル

ト協議会という) から調達するものとし、デザインについては、県と協議して決定すること。

※千葉県レトルト落花生製造連絡協議会

落花生販売業者等で構成される団体で、ゆで落花生の普及を図る団体

(ア) 対象品目

- ・ゆで落花生 (おおまさり、郷の香の2品種を想定)

(イ) 業務内容

ターゲット層を対象に、ゆで落花生を活用した新しいパッケージ (以下、新パッケージという) を以下のとおり開発すること。

○新パッケージは以下3種類を想定

- ・「おおまさり」パッケージ (2,000 個)
- ・「郷の香」パッケージ (2,000 個)
- ・「おおまさり・郷の香」(両方入った) パッケージ (3,000 個)

※最終的な作製個数については、落花生の生産状況等を踏まえて、レトルト協議会及び県と協議の上、決定すること。

○新パッケージには JAN コードを付けるなど、販売可能な形態とすること。

※製造・販売者はレトルト協議会を想定。

JAN コードについては、レトルト協議会のものを使用予定。

○ターゲット層を意識したパッケージデザインとするとともに、販売場所で具体的に取り扱いができるものとする。また、県及びレトルト協議会等の関係機関と連携を密にし、それらの意向を十分に尊重すること。

○本県の落花生の品質、歴史、生産者のこだわりなど、本県ならではの特徴を活かしたデザインとなるよう努めること。デザイン作製にあたっては、レトルト協議会等の落花生販売業者、生産者等の意見を参考にすること。

○新パッケージについては、150周年事業終了後も、県内の落花生販売業者、生産者等が使用することを想定して作製すること。

○落花生導入の歴史や種類、美味しい食べ方のしおりを作製し、開発した商品に同封するなど、本県の落花生についての知識や興味が深まるよう工夫すること。

○受託事業者はレトルト協議会に対し、落花生の調達、レトルトパウチ業務等に係る経費 (140万円程度) を協力金として支払うこと。また、実証販売で得た利益については、今後の落花生業界のPRの一助となるよう、レトルト協議会に寄附すること。

○商品開発の流れ (役割分担)

(レトルト協議会の役割)

- ・落花生調達～ (試作) ～ゆで落花生レトルトパウチ (2パック)

(レトルトパウチされた商品は受託事業者がレトルト協議会から運搬・引取りを行う)

※作製物

- ・「おおまさり」パック : 1パック 5 さや入り、50 g 程度、5,000 パック
- ・「郷の香」パック : 1パック 7 さや入り、50 g 程度、5,000 パック

(受託事業者の役割)

- ・レトルト協議会からレトルトパウチ引取

(納品形態、引取方法等について、レトルト協議会及び県と協議の上、決定すること)

- ・新パッケージへ箱詰め (以下3種類)

- ・「おおまさり」パッケージ (2,000 個)
- ・「郷の香」パッケージ (2,000 個)
- ・「おおまさり・郷の香」(両方入った) パッケージ (3,000 個)

- ・提案販売先での販売・PR
※最終的な作製個数については、落花生の生産状況等を踏まえて、レトルト協議会及び県と協議の上、決定すること。

ウ 実証販売

上記アのターゲット層に対して、どのような販売先が有効か分析できるよう、以下のとおり実証販売を行うこと。また、ターゲット層の購入を想定した販売価格について提案すること。最終的な販売価格の決定については、レトルト協議会及び県と協議の上、決定すること。

(ア) 県内及び県外施設での販売・PR

○実施期間

- ・令和8年9月～12月（実施日の詳細は、県と協議の上、決定すること）

○実施内容

- ・ターゲット層の購入につながる県内外の施設（以下、「施設等」という）において、新たなパッケージデザインを使用した商品（以下、「新商品」という）の販売・PRを行うこと。
- ・販売先については、ターゲット層にリーチ可能であって、「ゆで落花生」の認知度向上に寄与する施設※を県内2カ所以上、県外2カ所以上提案すること。
※施設例：百貨店、主要駅、宿泊施設等
※各施設での店舗等での販売及び販売イベントの実施を想定
- ・新商品の販売を実施していることが事前及び期間中に多くの人に、効果的に伝わるようPRを実施すること。

(イ) ECサイトでの販売・PR

- ・今回の新商品の販売をきっかけに、本県の落花生に興味を持った方が、新商品及び既存の落花生商品を購入できるよう、ECサイトでの販売を行うこと。
 - ・活用するECサイトについて具体的なサイトを提案すること。
 - ・活用するECサイトは、ターゲット層の利用頻度が高く、また、既存の落花生販売業者が出品可能なものとする。
- なお、実施にあたっては、上記(ア)の販売と連動して行うこと。

(ウ) 独自提案

- ・上記(ア)、(イ)の他、効果的と思われる新商品の販売・PR方法があれば提案すること。

(エ) 効果測定

今回の新商品の販売は、県内落花生販売業者、生産者等が、今後の落花生の振興を考える際の一助となるよう実施するものであることから、以下のとおりアンケートを実施すること。

- ・販売データ（販売先（ECサイト含む）、販売商品、販売価格・個数、客層・客数等）を、販売先ごとに収集、集計、分析し納品すること。
- ・各販売先において、お客様アンケートを実施し、集計、分析し納品すること。
アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。

(オ) KPI（重要業績評価指標）の設定

効果測定に必要な情報を収集するため、各施設での販売数及びアンケート回収数をKPIとして設定すること。

(5) パートナー企業における商品開発等

千葉県落花生導入150周年事業パートナー登録制度に関する実施要領に基づく、事業パートナーとなっている団体に働きかけ、落花生関連の商品開発等を3事例以上実施すること。

(6) 各事業のPR

(1)～(5)の事業について、多くの人に周知できるよう、個々の事業内容に適したPR方法について提案すること。(例：各種メディア、SNSの活用等)

5 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは次に定めるところによる。

- ・本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の諸作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

6 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

7 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

8 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

9 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

10 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。